

○東京工業大学グローバルリーダー教育課程規程

平成23年4月1日

規程第22号

改正 平24程11, 平28程3

(趣旨)

第1条 この規程は、東京工業大学大学院学則（平成23年学則第4号。以下「大学院学則」という。）第30条第2項の規定に基づき、グローバルリーダー教育課程（以下「教育課程」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 教育課程は、科学技術に関する卓越した高い専門性に加えて、広範な知識、豊かな教養及び国際性をもち、国内外の政財官学界で活躍するとともにグローバル社会を牽引するトップリーダーを養成することを目的とする。

(教育課程の学修課程)

第3条 教育課程の学修課程は、教育課程に所属する学生が修士課程若しくは博士後期課程の所属する系において選択したコース又は所属する技術経営専門職学位課程（以下「コース等」という。）の授業科目並びに教育課程のリーダーシップ基礎科目群、道場科目群及びオフキャンパス教育科目群により編成する。

2 コース等の授業科目は、当該コース等が定める学修課程による。

(所属の時期)

第4条 教育課程に学生が所属する時期は、後学期の始めとする。

(志願資格)

第5条 教育課程への所属を志願することのできる者は、次の各号に該当する者とする。

- 一 東京工業大学大学院の修士課程に在籍している者
- 二 第3条第1項に規定するリーダーシップ基礎科目群の授業科目を4単位以上修得した者又は所属する年度の前学期末までに修得する見込みの者

(所属の志願)

第6条 教育課程への所属を志願する者（以下「志願者」という。）は、コース等の指導教員の承認を得た上で、所定の書類により願出しなければならない。

2 所属志願の時期は、その都度決定して公告する。

(所属学生の選考)

第7条 志願者に対しては、選抜試験を行い、所属の可否を決定する。

2 前項の選抜試験の方法及び期日等については、その都度決定して公告する。

(博士後期課程進学時の教育課程所属の審査)

第8条 教育課程に所属している学生に対しては、博士後期課程進学決定後に、グローバルリーダー教育院による審査の上、引き続き教育課程に所属することの可否を決定する。

(教育課程修了の要件)

第9条 教育課程修了の要件は、次の各号に定めるところによる。

- 一 大学院学則第35条に規定する要件を満たすこと。

二 リーダーシップ基礎科目群から4単位以上、道場科目群から8単位以上及び
オフキャンパス教育科目群から4単位以上を修得すること。

三 別に定めるグローバルリーダー教育院による審査に合格すること。

(学位の授与)

第10条 学位の授与については、東京工業大学学位規程（平成16年規程第13号）の定めるところによる。

(授業料)

第11条 教育課程に所属する学生の授業料については、所属した学期から、東京工業大学における授業料、入学料、検定料、公開講座講習料及び寄宿料に関する規則（平成16年規則第18号）第2条に規定する額の全額（標準修業年限内のものに限る。）を免除する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平24.3.2程11）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平28.1.8程3）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年3月31日に本学の大学院研究科に在学する者であって、平成28年4月1日以後引き続き当該大学院研究科に在学する者（平成28年4月1日以降に、大学院研究科に再入学及び転入学する者を含む。）については、改正後の東京工業大学グローバルリーダー教育課程規程の規定（第4条及び第5条第2号を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。